

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物 活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、洗車場汚泥 カーバイトかす、ベントナイト汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油 溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属石けん液等
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)、合成繊維くずなど固形状、液状の全ての合成高分子系化合物
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、耐火レンガくず等
	鉱さい	電炉他溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	がれき類	工作物の除去により生じたコンクリート破片、その他これらに類する不要物
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	特定の事業活動に伴うもの	紙くず
木くず		建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業、パルプ製造業)、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用した木製パレット(梱包用の木材を含む)及びPCBが染み込んだもの
繊維くず		建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず及びPCBが染み込んだもの
動植物性残さ		食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
動物系固形不要物		と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
動物のふん尿		畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとり等のふん尿
動物の死体		畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとり等の死体
		以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

(備考) 上記種類のうち

については安定型最終処分場で埋立処分ができる。